

横浜市立山内小学校 いじめ防止基本方針

令和 4 年 3 月改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめ防止対策推進法第 2 条にある通り「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本校では「いじめはどの学級にも、どの子にも起こる可能性がある、もっとも身近で深刻な人権侵害案件である」との認識を基本に、いじめを未然に防ぎ、万一発生した場合には早急に対応し解決できるように保護者・地域・関係者との連携を図りながら指導に当たっていく。

そのために「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づきあらゆる教育活動を通じ「だれもが、安心して、豊かに生活できる学校」づくりに取り組んでいく。

2 組織の設置及び組織的な取組

① 組織の構成

- ・上記方針を具体的に進めるために「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・「いじめ防止対策委員会」は管理職、教務主任、学年担当、児童支援専任、養護教諭で構成し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめの未然防止のための組織的な取組の手だてを検討立案する。
- ・いじめ事案が生じた場合は対応の中核となる組織である。
- ・特に重大事態が生じたときは調査の中核になり、実態解明と解決に向けた対応を検討し実行する。

③ 年間計画

	未然防止	早期発見・対応
4 月	年間計画と重点指導内容等の確認 職員研修（児童理解研修）① 児童引継ぎ	
5 月	職員ワンポイント研修① 療育あおばコンサルテーション YP アセスメント実施	個人面談 生活アンケート
6 月	学年経営案作成（YP アンケートを反映） 児童いじめ防止委員会（児童のみ）	↓ 子ども面談
7 月	横浜こども会議（中学校ブロック） 職員ワンポイント研修② 職員研修②	
8 月	横浜こども会議（青葉区）	
9 月	職員ワンポイント研修③ 自殺防止 SOS の出し方（横浜プログラム）	個人面談
10 月	YP アセスメント実施	生活アンケート いじめアンケート
11 月	職員ワンポイント研修④ 児童いじめ防止委員会（地区懇談会内）	↓ 子ども面談
12 月	人権週間の取り組み	
1 月	職員ワンポイント研修⑤	
2 月	児童いじめ防止委員会（児童のみ）	
3 月	年度の振り返り（成果と課題の確認） 次年度の計画立案 引き継ぎ資料作成	

横浜プログラム・ペア学年活動・あつたかハートデー

いじめ防止対策委員会・児童支援委員会・おはなしポスト

スクールカウンセラーによる相談

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

① いじめ防止への取組

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえて、いじめの未然防止のために本校のテーマである「あったかハート」を大切に、心を通わせあえる学校づくりを目指していくことを基本とする。その上で、

- ・ 道徳教育の充実と規範意識の育成
- ・ Y P アセスメント、子どもの社会的スキル横浜プログラムの積極的活用（あったかハートデー）
- ・ 児童いじめ防止委員会の設置
- ・ 「山内小スタンダード」に基づく一貫した児童指導

などを計画的に実施し、集団の一員としての自覚、自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり、いじめを許さない児童の育成に取り組む。

② いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい場所、時間で行われることを認識し、その兆候を早い段階で認知することが重要である。そのために教職員は日頃から多くの目で児童をていねいに見守り（チーム山内）、信頼関係の醸成に努めるとともに、早期発見のための定期的なアンケートや教育相談を行い、いじめの実態把握に努める。

③ いじめに対する措置

いじめの発見や訴えがあった場合は特定の教員で抱えることなく、「いじめ防止対策委員会」を招集し速やかに組織的な対応を行う。保護者との連携を図り、被害児童を徹底して守りながら、加害児童に対しては当該児童の成長を期して教育的配慮をはらいつつも、毅然とした態度で指導を行う。

④ 研修

教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現と、いじめを許さない児童の育成のために計画的な職員研修を行う。研修計画は「いじめ防止対策委員会」で立案する。

4 重大事態への対処

① 重大事態の報告

本校で重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。

② 重大事態の調査

重大事態と思われる案件については「いじめ防止対策委員会」を中核として、迅速に対処するとともに、再発防止を視野に置いた調査を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

③ 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査で明らかになった事実関係を必ず報告し、理解と協力を得ながら解決に取り組む。

5 その他

必要があると認められる際は、「いじめ防止基本方針」を改定し、改めて公表する。

いじめにあったり、いじめを見かけたり、いじめの情報を耳にしたら、悩むことなく学校に相談してください。

【山内小学校 911-0003】

学校以外にも相談窓口があります。

相談機関	電話番号
一般教育相談 (横浜市教育総合相談センター)	045-671-3726
いじめ 110 番 (横浜市教育総合相談センター)	0120-671-388
横浜市青少年相談センター	045-260-6615
電話児童相談室	045-260-4152

相談機関	電話番号
横浜いのちの電話	045-335-4343 (365日 24時間)
北部児童相談所 (青葉区にお住まいの方)	045-948-2441
子どもの人権 110 番	0120-007-110